

1. 障害児支援の推進について_1/2

(1) 児童養護施設等における保育所等訪問支援等の実施の一層の推進について（関連資料1）

○ 平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行され、保育所等訪問支援の対象拡大などが図られた。

○ **本事業を活用することで、たとえば児童養護施設に入所している障害のある子どもについても、児童発達支援センターなどの専門の職員が施設を訪問することで、子どもはもとより、施設の職員も含めた専門的支援を受けることができる。**

○ **児童養護施設等における知的障害児・発達障害児等の支援が困難なケース等について、保育所等訪問支援等を積極的に活用していただけるよう、貴管内市区町村、関係機関等への周知をお願いする。**

○ また、当該利用に当たっては、障害児福祉担当課の窓口における通常の給付決定と異なり、「やむを得ない事由による措置」により、児童養護施設等に入所する障害児に対して、原則として当該障害児の保護者が居住する市町村が保育所等訪問支援を措置決定することとなる。

○ 当該措置に係る具体的な事務の取扱いについて、**「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領」を示しているところ**、当該取扱いを参考に、児童養護施設等から、保育所等訪問支援に係る活用の相談があった際には、適切にご対応いただきたい。

（参考：厚生労働省ホームページ） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

※「1 障害児支援施策の概要」 - 「(3) 措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の取扱い」

1. 障害児支援の推進について_2/2

(2) 障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「過齡児」）の移行について（関連資料2）

- 平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じて、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていただくため、障害者施策で対応することとされた。
 - 一方、こうした移行が困難な者の受け入れ先調整や今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行を図っていく必要があることから、現入所施設だけでなく、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等との連携による、移行調整の枠組みが必要であり、令和3年1月から「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を行い、7月に報告書を取りまとめた。
 - **また、当該報告書を踏まえ、都道府県、市町村等の関係者ごとに具体的に取り組んでいただくべきこと等を手引書としてまとめ、「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」（令和3年12月23日障発1223第3号）を発出した。**
 - **令和3年3月31日時点での各都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、18歳以上で移行先が決まっていない者の人数は470人のところ、引き続き、各都道府県等におかれては、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつつ、入所している過齡児及び18歳未満の児童の円滑な移行を図ることができると、上記通知の手引書を読み込んでいただき、市町村や施設等の関係機関との連携強化等に努められたい。**
- （参考：厚生労働省ホームページ） <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>
- ※ 「7 障害児入所施設に入所する児童の新たな移行調整の枠組みについて」
 - なお、現在、18歳以上の障害児入所施設の入所者に支給されている「経過的サービス費」については、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続することとした。
 - それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、令和5年度末に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進され、それぞれにふさわしい成人としての生活の場に移行が完了するよう移行調整を加速いただきたい。

児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の 利用について

関連資料1

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:30.2%、児童養護施設:36.7%/平成29年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大（平成30年度～）

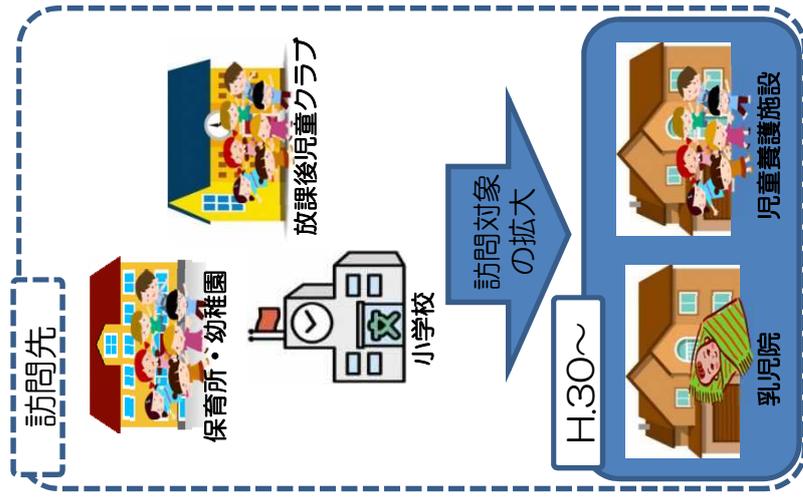
- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象として追加

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの
(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



保育所等訪問支援



障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

1. 趣旨

- 平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないようみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。
- その後、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。
- これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について

3. スケジュール

- 第1回（令和3年1月6日）
 - 障害児入所施設の移行の現状等
 - 本会議の進め方等
 - 障害児入所施設移行状況に関する調査票
 - 第2回（令和3年4月8日）
 - 都道府県等での新たな移行調整の枠組み①
 - 移行に関する受入先確保・施設整備の在り方
 - 第3回（令和3年5月20日）
 - 都道府県等での新たな移行調整の枠組み②
 - 移行に関する年齢と必要な制度
 - 第4回（令和3年6月17日）
 - 移行に関する意思決定支援の在り方 等
 - 第5回（令和3年7月8日）
 - 議論のとりまとめ①
 - 第6回（令和3年7月27日）
 - 議論のとりまとめ②
- ※令和3年8月12日に報告書を公表

4. 構成員

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 榎本 博文 | (公財) 日本知的障害者福祉協会理事・障害者支援施設部会 部会長 |
| 加藤 聡子 | 半田市障がい者相談支援センター センター長 |
| 北川 慶介 | (公財) 日本知的障害者福祉協会副会長・児童発達支援部会 部会長 |
| 小崎 和夫 | 全国肢体不自由児施設運営協議会 会長 |
| 児玉 香奈子 | (公社) 日本重症心身障害福祉協会 理事長 |
| 鈴木 朋生 | 東京都児童相談センター 事業課 人材確保専門員 |
| 高橋 和宏 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 |
| ◎田村 繁 | 立命館大学産業社会学部 教授 |
| 中野 彩文 | 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 精神医療担当課長 |
| 丹羽 雄一 | (福) 昴 理事長 |
| 箱嶋 守 | 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長 |
| 長谷川 守 | 福島県保健福祉部障がい福祉課 課長 |
| 又村 あおい | (一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長 |
| 黛 昭則 | 埼玉県福祉部障害者支援課 課長 |
| 三塚 淳 | 福島県子ども未来局児童家庭課 課長 |
| 美保 圭祐 | 徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長 |
| 山川 雅洋 | 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長 |
| ◎米山 明 | (福) 全国心身障害児福祉財団 理事 |

◎ 座長、○ 座長代理

(五十音順・敬称略)

※報告書のURL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20442.html

【概要】 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告書

(令和3年8月12日)

＜検討の経緯＞

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有する。(※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児。)
- 一方、障害のある児童も、成長した後には、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。
- 平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況。
- このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続。

⇒ 児者混在等により、それぞれに相応しい環境(子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等)が確保されない状況を解決するため、令和3年1月より検討を実施。

＜基本的考え方＞

- 都道府県(政令市)のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図る。
- その際は、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かになってはならない点等に留意。

1. 都道府県による新たな移行調整の枠組み

- まず、障害児入所施設(※福祉型・医療型共通)において、すべての入所児童(※15歳以上)の移行支援を開始。
- 都道府県(政令市)が管内全体の移行調整の責任主体として、協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては、関係者(児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設等)の協力のもとで移行調整を進める。(移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体(市町村)へ引継ぎ)

2. 移行先確保・施設整備のあり方

- 本人・保護者の状況等を踏まえ、家庭復帰やグループホーム等の地域への移行を積極的に検討されるべき。一方、専門的な手厚い支援が必要なものも多いため、新たな整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討。
- 個々の施設の状況により、見者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）や、見者併設（障害児入所施設を分割し一方を障害者支援施設とする）も一定期間での対応策の選択肢の一つ。ただし、見者それぞれに相応しい環境や支援・ケアの確保に対する留意や、地域のセーフティネットとしての見の定員のあり方を障害児福祉計画の改定等において改めて検討することが必要。
- 強度行動障害者のケアのための基盤整備は、ハード面だけでなくソフト（支援人材の育成）面も重要であり、令和6年度報酬改定に向けて別途検討を進める必要。

3. 移行支援のための新たな制度

- 15歳頃から、障害児入所施設職員（ソーシャルワーカー等※）が本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が、15歳頃（障害児施設入所中）から、成人としての生活への移行・定着までを、一貫して支援することを可能とする仕組みを設ける必要。
- また、障害児入所施設の措置・給付決定主体である都道府県等が、移行調整に必要な相談支援・体験利用（グループホーム等）について、障害児入所施設の処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組みが必要。
- その際、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化し18歳での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、都道府県等の協議の場での判断を経て、22歳満了時まで移行せずに障害児入所施設への入所継続ができるよう制度的対応を図る必要。

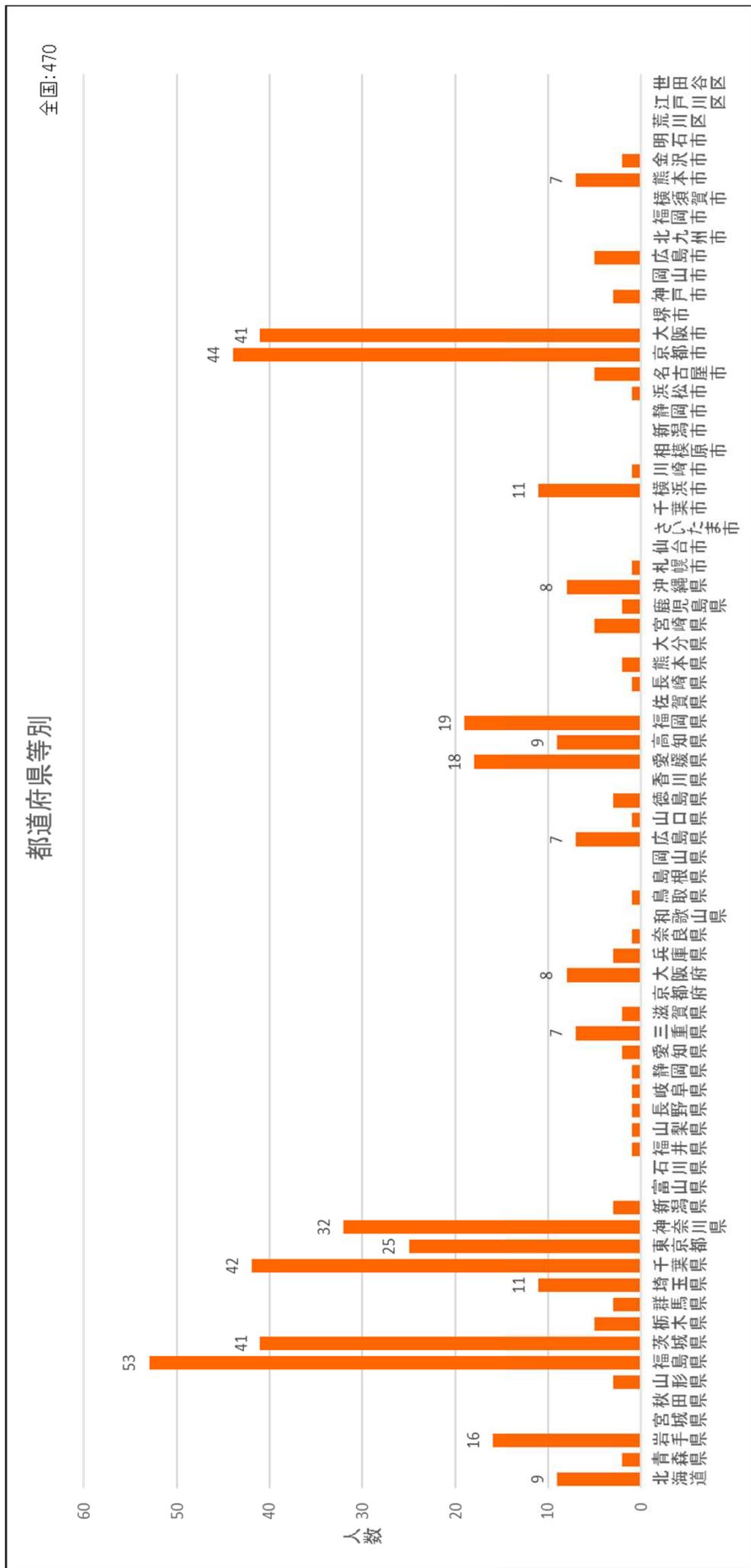
成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続。

それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる。

※ 厚生労働省ホームページ： https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_321418_00007.html

令和3年3月31日時点において18歳以上で、引き続き福祉型障害児入所施設を 継続利用する予定の者(療養介護利用者は除く)の状況

(注:施設所在地での人数のため、各都道府県等の給付・措置の人数とは一致はしない)



※移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※5名以下の都道府県は個人が特定される恐れがあるため、人数の記載は省略

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ

発達障害児支援施策の推進について

(1) 発達障害児者に対する地域支援機能の強化（関連資料1）

- 発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、発達障害児者に対する地域支援機能を強化するほか、発達障害に関する住民への理解促進や、発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を実施し、発達障害児者の福祉の向上を図るための「発達障害者支援体制整備事業」を実施している。
- 令和4年度予算案では、近年の発達障害関係の相談件数の増加に伴う困難事例の増等に対応するため、発達障害者地域支援マネジャーの配置体制を強化し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進めることとしている。
- 各都道府県、指定都市においては、本事業を積極的に活用いただき、発達障害者地域支援マネジャーの配置など地域支援機能の強化に取り組んでいただくようお願いする。

(2) 「世界自閉症啓発デー」について（関連資料 2）

- 毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。
- これに先立ち、世界自閉症啓発デー2022・日本実行委員会において、「セサミストリート」のキャラクターで自閉症の特性がある「ジュリア」と愛犬の「ローズ」、友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」を起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。
- また、ポスターの他、フライヤー（チラシ）、リーフレットについても、実行委員会のホームページに掲載している。各自治体におかれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分留意しつつ、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベントの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

発達障害者支援体制整備事業【拡充】

令和4年度予算案 392,821千円

関連資料1

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築や、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催を行っている。また、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図るため、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難ケースへの対応を行っている。

令和4年度予算案では、近年の発達障害関係の相談件数の増に伴う困難事例の増等に対応するため、発達障害者地域支援マネジャーの体制強化として、全ての都道府県・指定都市で2名のマネジャーを配置し、困難事例への対応促進等を図ることで、更なる地域支援機能の強化を進める。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じた適切な助言等の実施（直接支援）
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施による地域での総合的な支援体制の整備の推進（間接支援）

- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所・医療機関との連携及び困難事例への対応等による地域支援の機能強化を推進（主に発達障害者支援センターへ配置）

→**体制の強化による困難事例等への対応促進（拡充）**

発達障害者支援地域協議会

- 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 家族支援やアセスメントツールの普及を計画
 - ※年2～3回程度開催

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の対応力向上）
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム（当事者による助言）
 - ・ペアレントメンター等
- 当事者の対応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS-TR等

派遣・サポート

市町村

1. 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
2. 関係部署との連携体制の構築（例：個別支援ファイルの活用・普及）

連携

展開・普及



3. 早期発見、早期支援等（ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング）の推進
 - ・人材確保／人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用

世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

関連資料2

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタルーノの提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・ 4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・ 全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・ それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・ 事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを發出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞



＜オフィシャルHP＞

World Autism Awareness Day

メニュー

- ▶ トップページ
- ▶ 「世界自閉症啓発デー」とは
- ▶ イベント2021
- ▶ 国連事務総長と大臣からのメッセージ
- ▶ 作品展2021
- ▶ 啓発週間2021
- ▶ 日本実行委員会2021について
- ▶ 著名人応援メッセージ
- ▶ 印刷用データはこちら
- ▶ 「世界自閉症啓発デー」Q&A

ご協力をお願いいたします

毎年 4/2～4/8は、
発達障害啓発週間

世界自閉症啓発デー
日本実行委員会<公式サイト>

毎年4月2日は、国連の定めた
世界自閉症啓発デー

フォトアルバム

フォトアルバム

最新情報/お知らせ
イベント2021「東京タワーライトアップイベント」の動画を公開
2021イベント 東京タワーライトアップイベント
著名人応援メッセージ
2021 著名人応援メッセージ
イベント2021「企業・団体の取り組み」
2021 企業・団体の取り組み
イベント2021「日本各地の取組」
2021 自閉症啓発イベント（ライトアップ）・2021 自閉症啓発イベント
2021 ライトアップ施設一覧
2021 作品展
2021 作品展

作品展 2019

「空」
この絵は、水村一貴さんの作品です。